号外第二十号

令和. (金曜日) 三月二十九日

目 次

規 則

○障害に関する用語の表記の整理に関する規則…………… (障害福祉課) … 一

○青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…… (自然保護課) … 五) : 五

○青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則…(同

規

則

障害に関する用語の表記の整理に関する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青

青森県知事 宮 下 宗

郎

青森県規則第十七号

金曜日

障害に関する用語の表記の整理に関する規則

(青森県県税条例施行規則の一部改正

第一条 を次のように改正する。 青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部

び第五項中「身体障害者又は重度精神障害者」を「身体障がい者又は重度精神障が い者」に改める。 第十二条の四第一項第八号及び第九号中「重度身体障害者」を「重度身体障がい 「重度精神障害者」を「重度精神障がい者」に改め、同条第三項第二号及

(1) 令和6年3月29日

「精神障がい者」に改める。 第十三条の見出し中「身体障害者」を「身体障がい者」に、 「精神障害者」を

精神障がい者」に改め、同条第四項第三号中「身体障害者又は重度精神障害者」を 精神障がい者が」に改め、同項第六号及び第七号並びに同条第二項第一号及び第二 一項中「身体障害者が」を「身体障がい者が」に、 「身体障がい者又は重度精神障がい者」に改める。 第十三条の二の見出し中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、 「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、 「重度精神障害者が」を「重度 「重度精神障害者」を「重度 同条第

(青森県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第二条 一部を次のように改正する。 青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の

扶養共済制度条例」に改める。 第二条第六項中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者

(青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正

則第三十二号)の一部を次のように改正する。 青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十五年三月青森県規

第三条第一項第一号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同項第二号中

「聴覚障害」を「聴覚障がい」に、「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

(要保護児童に対する身元保証事業の補助に関する条例施行規則の一部改正)

年三月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。 要保護児童に対する身元保証事業の補助に関する条例施行規則(昭和三十三

第二条第四号中「精神障害、身体障害」を「精神障がい、身体障がい」に改め

(青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正

青森県福祉のまちづくり条例施行規則 (平成十一年三月青森県規則第四十七

号 の一部を次のように改正する。

中 及び同号の比の4のイ中 「聴覚障がい者用集団補聴装置等」に改め、 別表第二第一号の□の4及び5のト中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改 第六条第一項中「高齢者、 「聴覚障害者の」を「聴覚障がい者の」に、 同号の四中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、 「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同号の八の3 障害者等」を「高齢者、 同号の仇の1、2及び6中「高齢者、 「聴覚障害者用集団補聴装置等」を 障がい者等」に改める。 同四の8

等」を「高齢者、 障がい者等」に改め、 を」に、 害者」を「視覚障がい者」に改め、 覚障害者」を「視覚障がい者及び聴覚障がい者」に改め、 障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同号の仕の4中「視覚障害者及び聴 「視覚障がい者注意喚起用ブロック」に改め、 「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に、 」を「視覚障がい者の_ 障がい者等」に改める。 同表第三号の○の5中「視覚障害者を」を「視覚障がい者 同号の歯中「高齢者、 に、 「視覚障害者注意喚起用ブロック」を 同表第四号の穴中「高齢者、 障害者等」を「高齢者、 同号の世の2中 「視覚障 障害者

中

(青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正) 別表第三第一号中「高齢者、 障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

第六条 青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則 第三十一号)の一部を次のように改正する。 (昭和四十五年四月青森県規則

題名を次のように改める。

青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則

済制度条例」に改める。 一条中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共

済制度」に改める。 い者」に改め、同条第五項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共 に、「心身障害者」」を「心身障がい者」」に、「、心身障害者」を「、心身障が 第二条第一項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」

又は」を「障がい又は」に、 「障がいが」に改める。 第三条の見出し中「障害」を「障がい」に改め、同条中「障害の」を「障がい 「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に、 「障害により」を「障がいにより」に、 「障害が」を 「障害

者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証 加入証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、 害者」を「心身障がい者」 「心身障害者の障害」を「心身障がい者の障がい」に改め、 第四条第一項第一号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、 一に改め、 同条第三項中 「青森県心身障害者扶養共済制度 同項第四号中 「青森県心身障害 同項第三号中 「心身障

書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。 第四条の二第三項及び第四条の三中「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証

> 制度」に改め、同項第二号中「重度障害」を「重度障がい」に、 度年金証書」に改める。 がいの」に改め、同号イ中 第七条第一項第一号イ中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済 「青森県心身障害者扶養共済制度年金証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制 「障害診断書」を「障がい診断書」に改め、 「障害の」を「障 同条第二項

青森県心身障がい者扶養共済制度年金証書」に改める。 がい者扶養共済制度加入証書、 制度口数追加証書又は青森県心身障害者扶養共済制度年金証書」 第八条中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書、 青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書又は 青森県心身障害者扶養共済 を 「青森県心身障

第十条第二項第一号中「重度障害の状態」を「重度障がいの状態」に、

断書」を「障がい診断書」に改める。

扶養共済制度加入証書」に、「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を 「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。 第十一条中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「青森県心身障がい者

(重度障がい、障がい)届書」に改める。 第十三条第一項第二号及び第二項中「死亡(重度障害、障害)届書」を「死亡

者扶養共済制度加入証書」に改める。 附則第二項中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「青森県心身障がい

改める。 い者扶養共済制度」
い、 養共済制度条例」
リバ「、青森県心身障害者扶養共済制度」や「、青森県心身障が 者」を「心身障がい者」に改め、同1の③中「障害証明書」を「障がい証明書」に 紙一中類代中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「青森県心身障がい者扶 「心身障害者との」や「心身障がい者との」以、「心身障

養共済制度条例」以、 無二中準代中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「青森県心身障がい者扶 「心身障害者との」や「心身障がい者との」に、

心身障害者 心身障がい者

を「の障がい」に、 Ħ 严 **М** を 氏 岔 所 に改める

障がい者扶養共済制度」に改める。 二号様式及び第四号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度」を「青森県心身

第五号様式の表中 青森県心身障害者扶養共済制度 門 1 を

青森県心身障害がい者扶養共済制度 \succ 「青森県心身障害者扶養共済制度条例」

中「県障害福祉課」を「県障がい福祉課」に改める。 や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」以、「心身障害者扶養共済制度に」 「重度障がいの状態」に、「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同憲の4中 「心身障がい者扶養共済制度に」に改め、同様式の夓の3中「重度障害の状態」を 「重度障害」や「重度障がい」に、「心身障害者」や「心身障がい者」におる、回 の5並びに8の⑴及び⑵中「宁安爾啮齿」を「宁安爾が宁哉」に改め、同儴の10

がい。此」に改める。 害者」を「心身障がい者」に改め、 に」を「心身障がい者扶養共済制度に」に改め、 例」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」以、「心身障害者扶養共済制度 身障がい者扶養共済制度口数追加証書」以、「青森県心身障害者扶養共済制度条 「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同鄽の5中「心身障害者」を「心身障 第六号様式の影中「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心 」や「重度障がいの状態」に、 「定める障害」や「定める障がい」
い、 同裏の4中「重度障害」を「重度障がい」に、 同様式の裏の3中「画)障害の状

制度口数追加証書」や「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」 いおる や「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書」 じ、「青森県心身障害者扶養共済 追加証書」に改め、同添付書類の2中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」 心身障害者扶養共済制度口数追加証書」や「青森県心身障がい者扶養共済制度口数 身障がい者扶藤井済制度条宮施行規則」に改め、同様式の添付書類の1中「青森洞 養共済制度を」に、 共済制度に」以、「青森県心身障害者扶養共済制度を」や「青森県心身障がい者扶 ・銀中や機式中「青森県心身障害者扶養共済制度に」や「青森県心身障がい者扶養 「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」や「青森県心

や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。 障がい者扶養共済制度条例」以、「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」 養共済制度への」以、「を青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「を青森県心身 ・銀八号様代中「青森県心身障害者扶養共済制度への」や「青森県心身障がい者扶

> 施行規則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める 第九号様式から第十一号様式までの規定中「青熱洞ら少爾﨑者洪藤井済豊) 医浴室

		第十二号様式中	_
		障害の種類	
	3	2	1
	その街	身体障害者	知的障害者
		障害の程度	
を			

障がいの種類 0 ルの街 身体障がい者 知的障がい者 障がいの程度 に、 「重度障害の状態若し

くは規則で定める障害」を 「重度障がいの状態若しくは規定で定める障がい」に、

年 田 Ш 死亡、 重度障害、 單曲 を

なない 併 Д Ш 重度障がい、 平

に、

「青森県心身障害者扶養共済制度

に改め、 心身障がい者扶養共済制度条例」以、「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規 式の添付書類の2中「重度障害」を「重度障がい」に、 条例施行規則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」以おる、 第十三号様式中「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「あつた青森県 同2の①中「障害診断書」を「障がい診断書」に改める。 「障害の」を「障がいの」

第十四号様式の俵中 青森県心身障害者扶養共済制度 則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。

青森県心身障害がい者扶養共済制度

金

「青森県心身障害者扶養共済制度条例」

を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

心身障がい者扶養共済制度条例」以、「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規 第十五や様式中「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「あつた青森県

則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」ご、「心身障害者)」や 「心身障がい始)」に改める。

(4)

や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。 い者扶養共済制度加入証書」
いて 銀十六中獎代中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」や「青森県心身障が 「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」

がい者扶養共済制度条例第8条」以、「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規 則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」におめる。 銀十十中様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例第8条」や「青森県心身障

則」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」に改める。 第十八号様式及び第十九号様式中「青森県心身障害者扶養井済制度条例施行規

に、「障害診断書」を「障がい診断書」に改める。 **思」に改め、同様式の添付書類の1中「重)障害の状態」を「重)度がいの状態」** 害者扶養共済制度条例施行規則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規 第十九号様式の二中「又は重度障害」を「又は重度障がい」に、「青森県心身障

養共済制度条例施行規則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則」以 例」や「あつた青森県心身障がい者扶養共済制度条例」
リ、「青森県心身障害者扶 第二十号様式及び第二十一号様式中「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条

身障がい者扶養共済制度条例施行規則」におめる。 総二十二や準代中「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」や「青森県心

障害者扶養共済制度条例施行規則」や「青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行 済制度条例」や「あつた青森県心身障がい者扶養共済制度条例」以、「青森県心身 港型」に改める。 第二十二号様式の二及び第二十二号様式の三中「あつた青森県心身障害者共養共

者扶養井済制度条例」に改める。 第二十三号様代 子「青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「青森県心身障がい

い者扶養共済制度条例」に改める。 「定める障がい」に、 第二十四号様式中 届書」に、「重度障害の状態」を 「死亡、重度障害、障害届書」や「死亡(重度障がい、障が 「青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「青森県心身障が 「重度障がいの状態」に、 「定める障害」を

者扶養共済制度条例」
い、 第二十五号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」や「青森県心身障がい 「の一番時」を「の一番がい」に改める。

> 「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」 第二十六号様式及び第二十七号様式中「青森県ウタ障害者扶養井済制度条篼」を に改める

「重度障がい、障がい者」に改める。 「重度障がい年月日」
い、 第二十八号様式中「心身障害者」を「心身障がい者」に、 「障害の」を「障がいの」に、 「重度障害、障害者」を 「重度障害年月日」 を

第二十九号様式中「礟咄」を「礟がい」に改める

(青森県視聴覚障害者情報提供施設規則の一部改正

第七条 の一部を次のように改正する。 青森県視聴覚障害者情報提供施設規則(平成十年三月青森県規則第十九号)

センター」に、「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障がい者情報セ 第二条第一項中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障がい者情報

ンター」に改める。 第三条第一項第一号中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障がい

者情報センター」に改め、同項第二号中「青森県聴覚障害者情報センター」を「青

森県聴覚障がい者情報センター」に改める。

センター」に改め、同条第二号中「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴 覚障がい者情報センター」に改める。 第六条第一号中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障がい者情報

(青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部改正

第八条 年十月青森県規則第百十二号)の一部を次のように改正する。 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則(昭和三十三

校」に改める。 別表第二号の表中「青森県立障害者職業訓練校」を「青森県立障がい者職業訓練

式の注の5中「障害者職業訓練校」を「障がい者職業訓練校」に改める。 第一号様式中「障害者職業訓練校長」を「障がい者職業訓練校長」に改 同様

第二号様式中 身体障害 を 身体障がい に改め、同様式の注の2中

第三号様代中「障害者職業訓練校長」や「障がい者職業訓練校長」に

、障害者職業訓練校 (○○高等技術専門校) 八戸工科学院 (障がい者職業訓練校/ ○○高等技術専門校 八戸工科学院

県 報 号外第20号

改正 同様式の注の1中「障害者職業訓練校」を「障がい者職業訓練校」に改める。 (青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部 第四号様式中「障害者職業訓練校長」を「障がい者職業訓練校長」に改める。

第九条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則

(昭和四十二年十月青森県規則第五十八号)の 一部を次のように改正する。

一号様式中「障害者職業訓練校長」を「障がい者職業訓練校長」に改める。

(青森県営農大学校規則の 一部改正

のように改正する。 青森県営農大学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)の一部を次

第二号様式の別記の注の1中「碙呥」を「碙ガジン」に改める。

(青森県県営住宅規則の一部改正)

第十一条 青森県県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次の ように改正する。

第一条の三第三項中「障害が」を「障がいが」に改める。

附 則

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 郎

青森県規則第十八号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 青森県立自然公園条例施行規則 (昭和三十七年六月青森県規則第六十二号) の一部

の整備等に関する法律」に改める。 第二十二条第八号の二及び第二十七号の二中 「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場

第二十六条第一号イ中「障害」を「障がい」に改める。

附

この規則は、 令和六年四月一日から施行する。

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 郎

青森県規則第十九号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則 (昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号)の

部を次のように改正する。 第二十六条の二第一号イ中 「障害」を 「障がい」に改める。

律」に、 別表第一第一号3七中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法 「第四十条」を「第六十六条」に改める。

号」に改める。 に改め、同表第十二号1中「第二十二条の十一第一号」を「第六十三条第一項第 及び漁場の整備等に関する法律」に、 び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第十号7中「漁港漁場整備法」を「漁港 別表第三第一号5中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」 「第四十条」を「第六十六条」に改め、 「の規定により指定された」を「に規定する」 同号6中「漁港漁場整備法」を

則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十八円九十銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)